

平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）

平成24年6月14日
基本計画部会

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条に基づく法施行状況の統計委員会における審議（以下「施行状況審議」という。）については、平成23年度が、平成21年度を初年度とし、おおむね5年間を計画期間とする法第4条に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という）の中間年に当たることから、次期基本計画の策定に向けた検討の基礎資料を得ることも視野に入れ、以下のとおり進めることとする。

1 基本的な考え方

- これまでの審議を通じて得られた知見等を活用して、基本的かつ重要な事項を中心に、効率的・重点的に審議する。
- 基本計画の残余の期間における施策の実施に係る展望も念頭に置きつつ、各施策及びその推進状況を客観的に評価・検証する。
- また、中長期的視点に立って取り組むべき基本計画の課題など、今後の公的統計の作成・提供の方向性に関する基本的な考え方を中心に整理する。

2 具体的な審議方法等

(1) 審議スケジュール

別紙1のスケジュール（案）を目途に審議を進める。

(2) 審議方法

- 基本計画部会において、過去2回の施行状況審議結果報告書に盛り込まれた重要検討事項や、これまでの基幹統計の答申に係る今後の課題等を参照しつつ、重点的な審議課題を選定する。
- 基本計画部会の下に設置したワーキンググループ（以下「WG」という）において、選定した重点的な審議課題を中心にした所管府省等に対するヒアリング等を通じ、平成23年度法施行状況報告における各府省の取組の自己評価や、今後の見通し等（注1）を精査する。
- また、WGにおいて、精査した結果を踏まえ、各施策や今後の方向性等について審議し、WG報告を取りまとめる。（注2）
- 基本計画部会長及び各WG座長を中心に、WG報告を踏まえた報告書案を作成した上で、基本計画部会において重点的な審議課題を中心に審議し、審議結果報告書を取りまとめる。

（注1）平成23年度法施行状況報告においては、従来の「検討状況又は進捗状況」の記述に加え、「実施済」や「実施困難」など、取組の自己評価や、「実施予定」及び「検討中」と評価した場合の今後の見通し等を記述することとしている。詳細は別紙2参照。

（注2）WGにおける具体的な審議のイメージは別紙3参照。

(3) 設置するWGの構成及び審議担当分野等

- 基本計画部会の下に、第1から第3の3つのWGを設置し、その担当分野は平成21年度施行状況審議を踏まえ、別紙4のとおりとする。
- また、WGの運営については、平成21年度施行状況審議と同様に別紙5のとおりとする。

審議スケジュール（案）

	統計委員会	基本計画部会	WG
6月	14日（第56回） 平成23年度統計法施行状況を報告 基本計画部会に付託	14日（第32回） 平成22年度審議の重要検討事項のフォローアップ（東日本大震災に係る統計データの提供等） 審議の進め方決定 WG設置・所属委員の決定 重点的な審議課題（案）の提示	
		27日（第33回） 重点的な審議課題の決定	下旬（第1回） 審議
7月	〔 < 23日 > 諮問・答申案件がある場合に開催 〕	23日（第34回） WGの審議状況の報告	月上旬（第2回） 審議
			中下旬（第3回） 審議 結果取りまとめ
8月	〔 < 29日 > 諮問・答申案件がある場合に開催 〕	29日（第35回） WGの審議結果の報告 審議結果報告書の取りまとめ	月上旬（第4回） 結果とりまとめ
			〔 中下旬（予備日） 結果取りまとめ 〕
9月	25日 審議結果報告書の決定・公表	6日（第36回） 審議結果報告書の取りまとめ	

（注）上記の他、審議を円滑に進めるため、基本計画部会長とWG座長による打ち合わせを随時実施。

平成 23 年度施行状況報告（基本計画部分）について

平成 23 年度・24 年度の施行状況報告（基本計画部分）は、第 1 期基本計画の策定に向け、第 1 期基本計画の進捗状況の精査や今後の課題整理を行う上で重要

一方、平成 21 年度・22 年度の報告では、進捗状況の精査や今後の課題整理に必要な状況の把握を十分に行うことができない状況

このため、平成 23 年度の統計法施行状況報告（基本計画部分）については、従来の「検討状況又は進捗状況」の記述に加え、

「実施済」や「実施困難」など、取組の自己評価

「実施予定」及び「検討中」と評価した場合の今後の見通し

新たな課題の有無及びその内容

等を、出来る限り追加する方向で取りまとめ

【参考】各府省における自己評価の区分

実施済

実施予定

〔現行期間中に実施予定〕

実施予定

〔次期計画以降には実施可能〕

実施困難

〔検討の結果、実施が困難等〕

検討中

継続実施

〔毎年度、継続的に実施・取組〕

WGの具体的な審議イメージ・スケジュール

第1回会合（6月下旬～7月上旬頃）

- ・ 各WGにおける具体的な審議方法に係る検討
- ・ 各府省の取組みの自己評価や今後の見通し等を精査した上、重点的な審議課題を中心に審議（所管府省からのヒアリング等）

第2回会合（7月上旬～中旬頃）

- ・ 各府省の取組みの自己評価や今後の見通し等を精査した上、重点的な審議課題を中心に審議（所管府省からのヒアリング等）

< 審議状況について基本計画部会に中間報告（7月23日） >

第3回会合（7月中旬～下旬頃）

- ・ 各府省の取組みの自己評価や今後の見通し等を精査した上、重点的な審議課題を中心に審議（所管府省からのヒアリング等）
- ・ 精査した結果を踏まえ、各施策や今後の方向性等について審議
- ・ 審議結果の取りまとめ

第4回会合（7月下旬～8月上旬頃）

- ・ 審議結果の取りまとめ

（ 必要に応じ第5回会合（8月中下旬頃））

< 審議結果について基本計画部会に報告（8月29日） >

各WGの審議担当分野

平成21年度施行状況審議時の各WGにおける審議担当分野は下表のとおり。

平成22年度施行状況審議において、重要検討事項とされた「東日本大震災に係る統計データの提供等」については、主として第3WGに該当するものと考えられる。

	審議分野	現行基本計画の該当項目
第1WG	経済統計 (SNA、経済構造統計等)	<p>第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公的統計が果たすべき役割 2 公的統計の現状・課題 3 施策展開に当たっての基本的な視点 <p>(1) 統計の体系的整備 (2) 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計データの有効活用の推進 (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備 <p>(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方 (2) 基幹統計の整備に関する方向性(経済統計関係) (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用</p> <p>(5) 財政統計の整備 (6) スtock統計の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 <p>(1) サービス活動に係る統計整備 (5) 環境に関する統計の段階的な整備 (6) 観光に関する統計の整備 (7) グローバル化に対応した統計の整備(事業所・企業関係)</p>
第2WG	人口・社会統計 (国勢統計等)	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備 <p>(2) 基幹統計の整備に関する方向性(人口・社会統計関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 <p>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (7) グローバル化に対応した統計の整備(外国人関係) (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p>

	審議分野	現行基本計画の該当項目
第3WG	共通・基盤的な事項（統計データの有効活用の推進等）	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 （7）統計基準の設定</p> <p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項</p> <p>1 効率的な統計作成 （1）行政記録情報等の活用 （2）民間事業者の活用</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用 （1）統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 【東日本大震災に係る統計データの提供等】 （2）実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携 （3）統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>3 経済・社会の環境変化への対応 （1）統計ニーズの継続的な把握・活用 （2）統計の評価を通じた見直し・効率化 （3）統計に対する国民の理解の促進</p> <p>4 統計データの有効活用の推進 （1）オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供 （2）統計データアーカイブの整備</p> <p>5 その他 （1）政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進 （2）研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化</p> <p>第4 基本計画の推進・評価等</p> <p>1 基本計画の進捗管理・評価等</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進</p>

（注）太字の項目はこれまでの法施行審議において「重要検討事項」として審議した内容が主に含まれるもの。

WGの運営について

- 1 法の施行状況に係る専門的検討のため、基本計画部会の下にWGを置く。
- 2 WGは、法の施行状況の報告に対する意見決定までの間、開催するものとする。
- 3 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 4 WGに座長を置き、当該WGに属する委員のうちから部会長が指名する。
- 5 WGには、所属委員のほか、学識経験者及び各府省等の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 WGには、その所属する委員以外の委員も出席することができる。
- 7 WGは、適宜、その検討状況を基本計画部会に報告する。
- 8 WGでの配布資料はWG終了後ホームページ上で公表するとともに、議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 9 その他WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

WGに所属する委員（案）

第1WG（経済統計）

川本 裕子

西郷 浩

中村 洋一

深尾 京司

第2WG（人口・社会統計）

安部 由起子

北村 行伸

白波瀬 佐和子

津谷 典子

第3WG（共通・基盤的な事項）

縣 公一郎

竹原 功

椿 広計

廣松 毅

（注） を付した者は座長。